

報告第17号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月25日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年11月12日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

令和2年9月30日 午前11時45分頃

2 事故発生の場所

つくば市谷田部5915番地 菊池内科クリニック敷地内北側駐車場

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

菊池内科クリニックから土浦協同病院までの転院搬送中に、菊池内科クリニック駐車場内を徐行していたところ、駐車していた相手方車両が後退し、荃崎分署救急車の運転席側面に接触したものの。

## 5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金93,024円を支払う。
- (2) 相手方は、つくば市に対し、金133,299円を支払う。
- (3) つくば市及び相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。